

第 12 回

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町  
合 併 協 議 会

会 議 録

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会



## 出席者名簿

協議会				幹事会・事務局			
役職	氏名	種別	出欠等	役職	氏名	職名	出欠等
会長	中村 功一	八日市市長		幹事	奥 善夫	八日市市助役	
副会長	宮部 庄七	湖東町長			武田 善勝	八日市市収入役	
副会長	久田 元一郎	永源寺町長			森野 才治	八日市市企画部長	
副会長	前田 清子	五個荘町長			池田 晋	永源寺町助役	
副会長	植田 茂太郎	愛東町長			白木 駒治	永源寺町収入役	
委員	志井 弘	議会推薦			川戸 善男	永源寺町総務課長	
	高村 与吉	議会推薦			持田 長三郎	五個荘町助役	
	高橋 辰次郎	議会推薦			北川 純一	五個荘町総務主監	
	吉澤 克美	議会推薦			藤関 安久	愛東町助役	
	寺村 茂和	議会推薦			鯉江 茂信	愛東町収入役	
	杉山 忠蔵	議会推薦			吉岡 登	愛東町合併推進室長	
	鈴村 重史	議会推薦			野村 新太郎	湖東町助役	
	山本 清	議会推薦			上野 清司	湖東町収入役	
	西澤 英治	議会推薦			高野 治幸	湖東町企画財政課長	
	植田 勲	議会推薦			事務局	中嶋 喜代志	事務局長
	織田 直文	学識経験者	×	青木 幸一		事務局次長	
	西田 弘	学識経験者		小椋 隆司		総務班主幹	
	梶森 幸子	学識経験者		北村 定男		調整班主幹	
	武久 健三	学識経験者		村田 吉則		情報化推進班主幹	
	田中 敏彦	学識経験者		北端 信彦	市章選考委員会委員長		
	山田 儀左衛門	学識経験者		中嶋 宏	市章選考委員会副委員長		
	飯尾 文右衛門	学識経験者		出席			
	市田 重太郎	学識経験者	×	× 欠席			
	小西 龍二	学識経験者					
	足出 み彥子	学識経験者					
	足立 進	学識経験者					
	辻 裕子	学識経験者					
	平居 貞夫	学識経験者					
	三輪 高裕	学識経験者					
	上川 裕子	学識経験者					
	川瀬 重雄	学識経験者					
清水 雅晴	学識経験者						
植田 善夫	学識経験者						
清水 重一	学識経験者						
野村 宗一	学識経験者						
廣田 綾子	学識経験者						

第12回 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会 会議録目次

項 目	会 議 事 件 名	頁 数
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	3
<b>【報告事項】</b>		
報告第20号	市章デザイン選考委員会報告について	3～10
報告第21号	組織及び事務機構について	10～14
報告第22号	公共施設の使用料について	14～20
<b>【その他】</b>		
	特別職報酬等検討委員会委員について	20～21
	住所変更に伴う手続き(国・県関係)について	21～22
	副会長あいさつ	23
	閉会	23

## ( 会議経過 )

発言者	議題・発言内容・決定事項
<p>司会 (小梶隆司)</p>	<p>それでは、大変長らくお待たせいたしました。恒例ではございますけれども、開会前に確認あるいは連絡事項等を申し上げます。</p> <p>まず第1点目、協議会の日程につきましてご確認をさせていただきます。お手元の次第をご覧くださいと存じますが、4. 報告事項ということで3点ございます。1つ目が市章デザイン選考委員会の報告、2つ目が新市の組織及び事務機構についての報告、3点目が公共施設の使用料についての報告でございます。</p> <p>次第5. その他でございますけれども、1つ目が、特別職報酬等検討委員会の委員のご紹介を兼ねた報告でございます。2つ目が、住所変更に伴います手続きのうち国あるいは県に関係します部分について、どういった手続きが必要か、ご報告させていただきたいと思っております。以上の日程で本日はよろしくようお願い申し上げます。</p> <p>第2点目でございますが、本日の傍聴者の定員は40名となっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>第3点目、本日ご欠席の連絡をいただいておりますのは、織田委員および市田委員でございます。規約第10条の規定に基づきまして、本日の会議は成立いたしますので、ご報告申し上げます。</p> <p>その他、傍聴者の皆さまには、傍聴についてのごお願い等遵守いただきますようお願い申し上げます。また、会場の皆さまにおかれましては、携帯電話の取扱い等よろしくようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから第12回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさつを申し上げます。</p>
<p>会長 (中村功一 八日市市長)</p>	<p>皆さん、こんにちは。私自身少し遅れてまいりまして、誠に申し訳ございません。段々と秋も深まってまいります。今年は大変台風が多く、皆さんのご心労もさぞかしというふうに思っておりますが、幸いにしてあまり大きな被害もなく喜んでいるところでもあります。</p> <p>また、各地域におかれましては、秋の盛りだくさんな行事の中で、稲刈りももうほぼ終わろうとしておりますが、住民の皆さんの生活や活動はまさに秋本番ではなかろうかと思うところでございます。</p> <p>本日は、こうした大変ご多忙のところを第12回合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私ども1市4町の廃置分合につきましては、去る7月29日に滋賀県知事に申請いたしております。滋賀県議会におきましては、この9月議会におきましてご審議をいただき、閉会日に当たります10月18日には議決をいただけるものと考えております。この議決を受けまして、滋賀県知事が</p>

司会	<p>これを決定し、総務大臣宛てに届け出をするわけではありますが、これによりまして、11月中旬には国の告示がなされます。そして、「東近江市」の市制施行が正式に決定する運びとなるわけでもあります。</p> <p>私どもに先立ち、明日10月1日には、滋賀県におきましては甲賀市、野洲市、湖南市が誕生いたします。また、全国では23の新しいまちが誕生いたします。これらを含めまして、来年1月1日までは59の合併が行われる予定でございます。まさに地方自治体の新しい縮図が徐々に形成されてきているということを実感するところであります。</p> <p>さて、1市4町の合併まで134日と迫ってまいりました。これまで合併協議会におきまして決定いただきました調整方針あるいは方向付けを言わば設計図といたしまして、現在その具体的な形を築いているところであります。本日も「東近江市」の行政組織でありますとか、また、全国から1,777点の応募をいただきました市章デザインの選考結果などをご報告させていただきます。</p> <p>このように、合併期日が迫るにつれ、「東近江市」の姿が、徐々にではありますが、はっきりと浮かんでくるというふう感じているところであります。これは、行政だけでなく公共団体の1つでありますシルバー人材センターにつきましても、去る9月27日に合併統合の調印式を実施され、社会福祉協議会に引き続き新しい形が見えてまいりました。そしてこうした姿、いわゆる情報を逐一住民の皆さまに提供しながら、円滑な新市移行を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>あわせて、「東近江市」に対する住民の皆さんの意識の向上や地域の一体感の醸成を早い時期からやっといこうということで、皆さま既にご承知かと存じますが、新市誕生に先駆けた合同事業として、9月4日から11月7日までの毎週土日や祝日に運行いたします“ぶらっと東近江巡回バス”を実施いたしております。また、10月から11月に各市町で開催しますイベントには、合併啓発コーナーの設置も計画いたしております。さらに、事務レベルにおきましても、1市4町の共同による職員研修を何度も実施いたしまして、職員の意識改革にも取り組み、また全職員挙げて移行準備にかかっているところでもあります。</p> <p>この協議会も、予定では本日を含め3回の開催を残すところとなってまいりました。新市誕生まで引き続きご尽力をお願い申し上げますとともに、本日も皆さまのご意見をいただきながら、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつといたします。よろしくお願申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、規約によりまして中村会長をお願いいたします。よ</p>
----	--

<p>議長 (中村功一会長)</p>	<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、規約によりまして、これからの議事につきましては議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。西田 弘委員、そして湖東町の野村・一委員のお二人を会議録署名委員に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第4.報告事項であります。「報告第20号 市章デザイン選考委員会報告について」であります。</p> <p>新市の市章デザインにつきましては、去る7月1日から8月13日まで募集を行いまして、全国から多数の応募をいただきました。これら応募作品の選考につきましては、市章選考委員会を設置し、今日までその選考を進めてまいりました。本日はその選考結果につきまして、選考委員会から報告させていただきます。</p> <p>選考委員会からは、本日、大阪芸術大学教授の北端信彦委員長および中嶋 宏副委員長にご出席をいただいております。北端委員長、中嶋副委員長には、前の席にご移動をお願い申し上げます。</p> <p>北端委員長、中嶋副委員長には、本日はご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、早速ではありますが、ご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市章選考委員会 委員長 (北端信彦)</p>	<p>ただいまご紹介いただきましたが、このたび新しい市の市章の選考委員会の委員長を務めさせていただくことになりました大阪芸術大学の北端信彦と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市章選考委員会副 委員長 (中嶋 宏)</p>	<p>選考委員会の副委員長を仰せつかりました八日市市の中嶋 宏と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市章選考委員会 委員長</p>	<p>それでは、選考委員会を代表いたしまして、私の方から報告させていただきます。</p> <p>去る7月1日から8月13日まで募集されました東近江市の市章デザインにつきまして、その応募作品の最終5点までの選考を行ってまいりました。</p> <p>応募総数は1,777点の多きに至りました。選考委員会につきましては、1市4町それぞれの市町から選出されました5名の委員の方々と私の6名で構成されておりますが、1市4町の委員の方々におかれましては、それぞれ芸術や美術面におきまして専門的な知識や経験を持たれた方々ばかりであります。そうした知識や経験を生かされる中、大変熱心なご検討あるいは選考をしていただきまして、結果として良いものが選ばれたことをまずご報告申し上げます。</p>

<p>総務班主幹 (小梶隆司)</p>	<p>さて、選考委員会はこれまで3回開催いたしました。本日、市章候補となる5点をあとでご報告させていただきますが、その経過につきまして、まず事務局からご報告いただき、その後に私から選考の内容や全体の総括、あるいは市章デザインの講評などを申し上げたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から経過報告をよろしく願います。</p> <p>それでは、事務局から経過報告等をさせていただきます。お手元の資料『報告第20号』の表紙を一枚めくっていただきますと、『市章選考委員会報告書』という資料がございます。こちらの方で簡単にご報告させていただきます。</p> <p>まず、第1回の選考委員会を8月2日に開いていただいております。この時には、第10回の合併協議会でご決定いただきました市章デザインの決定方法等につきまして、その内容等をご説明させていただいております。その上で、委員長・副委員長のご選出をいただき、さらには市章を選定していくまでのスケジュール、いわゆる絞り込み等の協議・確認をいただいております。さらに、でございますが、市章デザイン選考要領についてということで協議し、確認をしたという第1回目の委員会で行いました。</p> <p>この選考要領につきましては、次のページに資料1として付けさせていただきますが、第2回目の経過報告のご説明の中でも同じような内容が出てまいりますので、説明は省かせていただきます。また後ほどご覧いただきたいと思っております。</p> <p>第2回の市章選考委員会でございますが、8月31日に開催させていただきました。この時に、まず市章デザインの応募状況につきましてご報告させていただきます。先ほどから出ておりますように、全国各地から1,777点のご応募がございました。1市4町の地域につきましては535点、県内は1市4町を除きまして169点、県外からは1,073点という内容で応募をいただいております。</p> <p>引き続き、この1,777点につきまして一から選考するのは難しいということで、事前審査を北端委員長ならびに今回市章選定の支援をお願いしておりますコンサルタントのデザイナー部門において、300点を先に選んでいただいております。その300点につきましてご報告を受けております。</p> <p>その後、協議事項ということで具体的な選考に入っております。まず、第1次選考につきましては、300点のうちから50点を選ぼうということで、それぞれ選考していただきました。結果として41点という形で第1次選考をしていただいております。</p> <p>第2次選考につきましては、この41点をさらに20点に絞り込むという選考をいただきまして、最終21点という形でお選びいただいております。</p>
-------------------------	--



	<p>第3次選考につきましては、マークの評価でございますとか、1市4町としての特色あるマーク、そういった観点から、21点をさらに5点まで絞り込んでいただいたということでございます。その選考内容につきましては、詳しい内容はまた委員長からご報告いただけるかと思っております。</p> <p>なお、第3次選考で5点選定いたしておりますが、その5点につきまして、万が一類似するようなマークがございますと、市章として選考できませんので、併せまして予備5点も選定していただいたということでございます。</p> <p>第3回選考委員会でございますが、9月22日に開催いたしております。この時には、先に選びました5点につきまして、類似がなかったかという調査結果の報告をいただきました。類似につきましては、今回5点のうち1点ございました。よって、予備の中から1点を差し替えたというような協議をしていただきながら、本日も報告させていただき最終の候補作品5点を決定いただいたという状況でございました。</p> <p>資料2として、カラーの41点の資料がございます。マークの関係につきましては、また委員長からご報告があると思います。次のページは、41点それぞれご応募いただきましたデザインの趣旨をまとめさせていただいた資料でございます。</p> <p>次のページの資料3は、最終選考5作品の資料でございます。</p> <p>次のページは、『市章デザインに係る今後の予定』でございますが、こちらを先に事務局からご説明させていただきます。アンケート調査につきましては、最終この協議会で5点をご確認いただいた上で、10月5日から10月20日までアンケートを実施したいと思っております。アンケートにつきましては、住民の方全員と言いますが、アンケートにお答えいただける方全員を対象にさせていただきます。最終、住民の方でお決めいただくというようなスタイルを考えております。このアンケートにつきましては、10月5日付で新聞折込をする予定をいたしております。</p> <p>10月20日の締切をもちまして、その結果につきましては、第13回東近江1市4町合併協議会にご報告させていただきます。協議会において最終の決定、最優秀賞1点・優秀賞4点をご決定いただくという形で考えております。</p> <p>そして、3.基本デザイン開発・アプリケーションデザイン開発の内容でございますが、決まりました新市の市章につきましては、新市誕生に合わせまして活用できるようにいろいろと準備を進めてまいりたいという内容でございます。</p> <p>なお、このアンケート用紙につきましては、次のページに付けさせていただきます。資料4は表紙でございます。A4裏表カラーで印刷する予定をしております。資料4が表紙、次のページがアン</p>
--	---

<p>市章選考委員会 委員長</p>	<p>ケートの裏面です。ここには5点のマークのデザインと趣旨等を入れております。そしてハガキは専用ハガキを付けております。その裏面には、世帯の方全員がご参加いただきながら、どれにしようかという形で 印を付けていただけるように、10人分までご投票いただけるような形でのアンケートハガキをこの中に折り込んでいるということでございます。</p> <p>以上、事務局からの経過報告とさせていただきます。委員長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、引き続き私から選考の内容や講評を申し上げます。お手元の資料に既にカラーで5案ほど出ておりますが、正面に出ましたがその最終案の5案でございます。</p> <p>1,777点という応募総数が多いものか少ないものかというのは、よそのまちの選考の資料がありませんので、比較のしようがありませんけれども、1週間前くらいまでは300点くらいしか集まっていなくて、合併事務局は心配されていたようですが、間際になって、時には1人で20点以上の応募があったりということございまして、ホッとしたりと言うか、大変嬉しかったようなことでございます。</p> <p>応募者の年齢というのは、小学校の低学年から、私がちらっと見たところでは79歳のご婦人のもものもございました。実際には市民以外の方の応募もたくさんあったわけですが、当初の「広く市民から募集する」という趣旨がかなり徹底された状態で応募に反映されたのではないかと思います。</p> <p>傾向としては、例えばこの5案をご覧になっていただいてもわかりだと思いますが、半月形と言いますか、ブーメラン形と言いますか、すべて曲線でできている。これはたまたま審査員の好みがこういう曲線のものに集まったというふうには考えられないこともありませんが、他のまちの選考事例で既にマークとして採用されたものを見ましても、おおよそこういった傾向がございます。これは、時代の要請と言うか、時代の感性と言うか、もっとドーンとシンプルなものがあってもいいかなと思うのですが、そういったものはほとんど見られません。</p> <p>先般、アテネのオリンピックがありまして、よその国の中に日本の国旗がありましたけれども、これはもう識別性その他において最高で、国の国旗と市の市旗というのはスケールが違いますけれども、日本の国旗というのは良いデザインではないかと思います。そういった、ドーンとひとつシンプルな形、あるいは、これはたまたま横位置のA版・B版型の比例の紙の中にマークが収まっていますけれども、紙の比例そのものがデザインだというふうなものもあっていいかなと思ったのですが、それは300点の中でたった1点だけそのようなものがありましたけれども、あとの審査で外されました。そういった傾向がございました。</p>
------------------------	---

	<p>選考の考え方と選考内容ですけれども、選考にあたっては、「今のところは少し未熟だけれども、ここを少し手直しすれば良いものになるのではないか」という考えを取り入れて、この5点は選ばれておりまして、若干手が入っております。それに先立って、審査員の側では、第2回目の審査の時に私の方から8つのクライテリア、チェックポイントと言いますか、物差しと言いますか、「ここをしっかりと見ましょう」ということで項目としてあげさせていただきました。くどくなりますが、念のために申し上げます。</p> <p>1番目には、公募時のコンセプトが反映されているかどうか。このコンセプトというのは、応募の時に「選考基準は次のとおりとする」ということで7項目ほどあがっています。これとかなり重複するわけですが、そういうコンセプトを反映してほしいということです。</p> <p>それから独自性。よその市や企業のマークも含めて、似たものがあったては困る。独自のものであってほしいということ。</p> <p>それから可視性。見えるかどうかというのは次元の低い物差しですけれども、第1次審査では結構これが物差しとして有効に働きました。</p> <p>それから親近性。市民の皆さんというのは、ご年配の方から赤ちゃんまでいるわけですから、親しみの持てるマークであってほしいという願いです。</p> <p>それから、美しいものであってほしい。これは審査員の私以外の5名の方も、日常的に美とは何か、美しいものとは何かということに関わり合っておられる方々ばかりですので、ご信頼申し上げて委ねたわけです。</p> <p>それから信頼性。これは形が細くて頼りないものは、我が市のマークとしてはちょっとどうかなというふうなことになりますので、信頼のおけそうな形であってほしいということです。</p> <p>それから記憶性。あなたの市のマークはどんなものかと人に聞かれた時に、できたらさっさと書けるようなものであってほしい。それが人の記憶に残っているかどうか。</p> <p>それから、これも大切なことですが、システム展開の可能性。これは相当プロフェッショナルに要求される条項かなと思うわけです。ともすると、アマチュアの方がされるデザインというのは、つつい、自分が今書く大きさをデザインしてしまって、それが小さいものは名刺・封筒あるいは職員の方の襟章、大きなものはイベントの時に国旗と並んで、縦1.5m×横2.0m程度のものまで拡大されます。そうした大きさの縮小・拡大に耐える柔軟性。</p> <p>その点で、現在正面に並んでいます5点は、手を入れさせていただいた後のものです。修正後のものになっております。少し専門的になりますが、その辺どういところかと、それから、形の修正と合わせて色も若干修正を加えさせていただいたものもございます。</p> <p>1は、東近江市の頭文字「H」と「O」をモチーフにしています。</p>
--	---

	<p>元のものは、こちらがグリーンでこちらがブルーということであったわけですが、地図の上からは右側に鈴鹿の山がくるということで、それを少し象徴するような形で、右側にグリーン、左側にブルー、というふうに変えさせていただいております。これはデザイナーにもその旨伝えまして、了解を得ております。</p> <p>ここの部分とこの部分、両側の2つのブーメラン形と真ん中のOの形が、付いているのかな、接しているのかなというふうになっていたわけですが。こういうふうなところは開けておかないと、縮小した場合にここが潰れまして、点で付いているというデザイナーの趣旨でありましょうけれども、印刷したらわりとベタッと線で付いてしまうというような、非常に不安定になるところです。縮小しても潰れないように、ここを開けさせていただいております。</p> <p>2は、当初はブルー一色でした。これもご本人に申し上げて、市民の皆さんの希望では、市のイメージとしてはブルーとグリーンであるという声が多かったとお聞きしまして、こちらをグリーンに変えさせていただきますということと、これも東近江市の「ひ」からきていますが、1と同じようにくっついていたわけですが、これも修正させていただいたり、あるいはカーブに、若干のニュアンス程度ですが修正が加わっております。</p> <p>3は、ご本人の趣旨を読みますと、「ひ」の文字をモチーフにして未来へ向かって飛躍する東近江市民の姿を表現。人々が心豊かに暮らし、市の風土・自然（グリーン）・歴史（ブルー）と共に未来（赤）へ力強く羽ばたく様子をシンボライズしたというふうになっています。パッと見は「ひ」ですけども、審査員の中からは、非常にイメージ豊かであるということで支持の多かったマークです。</p> <p>これも形の上ではほとんど手は入っていません。ここがとんがった形になっていたのを、少し丸みを持たせまして、小さくしても飛んだりしないようにというぐらいで、大きくした場合少し隙間がありますけれども、小さくした時にはほぼ全体として形の上ではつながった感じが出てきます。</p> <p>4は、色がかなり中間色寄りの、いわば鈍い色になってございまして、グリーンとブルーをもう少しはっきりした色にいたしました。いずれどれが選ばれても、印刷というのは、ご承知のように3原色と墨の4色ですべての色ができるという理屈になっておりますけれども、何の原色を何パーセントと、そのパーセントの指示をしておかないと、毎回印刷物によって色が違うということがあります。そんなわけで、少し色をはっきりさせていただきました。全体としての形は、手は入っておりません。</p> <p>5は、東近江市の「ヒ」と「O」、それから近江の「近」を最も省略した形のイメージもあると我々は見えておりますが、組み合わせたデザインで、人がこちらへ向かって飛んでいると言いますか、飛躍して</p>
--	--

<p>議長</p>	<p>いる形になっているものです。</p> <p>皆さんのお手元にお配りしている色では、こちらがちょっと紫寄りになっているのですけれども、いずれ本人に確認して、変えるならばこのように変えさせてくれということになるかなと思います。</p> <p>応募作品の傾向、選考の考え方あるいは内容、5点の講評について申し上げます。以上でございます。</p> <p>ただいま北端委員長から5点の候補作品についてご報告いただきました。誠にありがとうございました。</p> <p>選考結果および住民アンケート等について、何かご質問がありましたら、どうぞご発言ください。</p>
<p>野村<b>赤</b>一委員 (湖東町)</p>	<p>質問させていただきます。最終選考の5作品の中の4ですけれども、デザインの趣旨のところに「レッドは活力を表現」と書いてございます。私にはどうもオレンジ色に見えるのですけれども、これも何か意図が、修正の時にそういうふうにしたのでしょうか。</p>
<p>市章選考委員会 委員長</p>	<p>正面の大きいものはかなりオレンジと言うか、黄色寄りの色になってございますが、こちらはかなり赤っぽい色になってございます。若干コンピュータの出力の段階で色が動いたのかなと思います。正面のものは、確におっしゃるとおり、オレンジがやや力のない色になっているかと思しますので、こちらの方が応募されたデザイナーの元の色に近いかなと思います。むしろこれよりもまだもう少し赤くてもいいかなと思います。</p> <p>ただし、全くの赤ではなくて、やや黄味を帯びた赤と言いますか、朱系統の赤というのがデザイナーの思いですので、市民の皆さんへのアンケートの時には修正をさせていただいて、これでいいでしょうかという形に持っていかせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでありますので、選考委員会の報告および住民アンケートにつきまして、ご説明申し上げました事項についてご承認いただくということで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。報告第20号につきましては、報告のとおり承認いただきました。</p>

<p>事務局長 (中嶋喜代志)</p>	<p>北端委員長、中嶋副委員長さんにおかれましては、本当にお忙しい中ありがとうございました。今後ともひとつよろしく願い申し上げます。ご都合で退席いただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の報告事項に進ませていただきます。</p> <p>「報告第21号 組織及び事務機構について」であります。第3回の協議会で決定いただいております組織及び事務機構の取扱いについての調整方針に基づき、行政において検討を行ってまいりました。その考え方がまとりましたので、本日ご報告させていただきます。事務局から説明を申し上げます。</p> <p>「報告第21号 組織及び事務機構について」のご報告を申し上げます。</p> <p>組織及び事務機構につきましては、昨年9月25日の第3回合併協議会におきまして、5点の視点に立ちまして基本的な方針をお決めいただいております。</p> <p>1点目が合併の目的・効果の視点、2点目が住民サービスの視点、3点目が地域コミュニティ・住民自治の視点、4点目が新市のまちづくりの視点、5点目が円滑な移行を行うために、ということで、5点にわたりまして基本的な方針をお決めいただいております。</p> <p>その方針に基づきまして、事務方で専門チームを3月から立ち上げまして検討を行ってまいりました。合計13回の検討を行いまして、その後、首長会議で方針決定をいただいて、本日ご報告申し上げますのでございます。</p> <p>1市4町につきましては、それぞれの地域の実情に即した行政運営を行ってまいってきております。合併後も市民への各種サービスが継続・維持されるように、十分配慮が必要でございます。また、市民ニーズに柔軟な対応ができるように、新市への期待に応えることができるような行政組織とすることが重要でございます。</p> <p>したがって、新市の発足時の行政組織につきましては、合併が市民や職員にとって大きな変革でもございますので、それを踏まえまして、住民の方々に不安を与えない、混乱を招くことがないように円滑に移行できる体制をとるということを基本に考えて策定したものでございます。</p> <p>行政組織のポイントの1点目でございますが、市民に馴染みのある、わかりやすい行政組織という形でつくらせていただいております。現在の1市4町につきましては、形態は違いますが、《部 - 課 - 係》制という形を基本として、政策に合わせた組織で運営されてまいりました。東近江市発足時の行政組織のスタイルにつきましては、このような行政組織を引き継ぐため、住民の方々に馴染みがございまして、わかりやすいと思います。そういう従来の形態を、人口規模や類似団体組織と比較した中で《部 - 課 - 係》制を導入することといたしました。</p>
-------------------------	--

	<p>2点目は、円滑な移行に配慮し、新たな機能を備えた行政組織を検討させていただいております。</p> <p>(1)として、進行管理・政策調整機能の充実と支所の連携をポイントに考えております。1市4町による新たな行政組織にありましては、本庁の部内における業務の連携は当然でございますが、部と部の関連分野の連携を強化することによって、横断的な課題にも迅速に対応し、住民サービスの向上につなげていく必要があるということのポイントとしております。</p> <p>そのために、常に全市域を対象とした施策を念頭に置きながら調整を行うのが当然でございますし、本庁と支所との十分な連携を図ることが極めて重要となるわけでございます。そこで、部制をとっておりますので、その下に次長として「政策担当」を、支所と本庁において同じような業務を担当・執行する部内におきましては「政策室」を設けまして、次長級の職員を配置することといたしております。これを配置いたしまして、特に本庁と支所間の連携を密にし、また本庁の部間の連携を密にする機能を設けております。</p> <p>(2)支所の位置付けと統括部門の設置でございます。支所につきましては、新市の組織のひとつでございます。福祉やごみ対策などの均一な住民サービスを提供することが求められる一方で、各地区の特性を生かした事業を展開する機関として独自性も期待されております。この支所に支所長（部長級）を配置いたします。予算の要求・執行、事業の企画・実施などについて、一定の決裁権を確保するものといたしております。</p> <p>また、支所がばらばらに事業を執行いたしますと、市としての統制がなかなかとりづらくなりますので、支所間の調整や連携を図る部門を本庁の機能に設けております。</p> <p>(3)は、財源の確保と窓口対応の充実を視点としております。国の方では、国と地方財政の三位一体の改革が進んでおります。この中で、行政運営の根幹をなす自主財源の確保を図ることが大変重要な課題となっております。いち早く足腰の強い自治体を構築していくことが求められているわけでございます。</p> <p>財源の確保を図るという視点での体制強化をすることで、現在、市においては分かれていますのですが、税や保険業務につきまして、住民の方々に迅速な対応が求められる窓口であることを考慮しながら、効率的かつ一元的な賦課・徴収体制が取れるような組織としております。</p> <p>次に(4)利用実態に即した施設の位置付けでございますが、施設につきましては、その施設の利用実態に即した位置付け、本庁部門での施設と支所が管轄する施設に分けさせていただいております。現在の施設を、後ほど申し上げますが、振り分けをさせていただいております。</p> <p>このようなポイントに重点を置きまして、新市まちづくりを先導する行政組織を形づくるように提案させていただきます。</p>
--	---

	<p>まず、(1)市民主体のまちづくり自治システム構築でございます。このために、本庁の企画部に「まちづくり推進課」を設置させていただきます。また同じように、各支所には「地域振興課」を設置させていただきます。</p> <p>(2)は、地域の文化や歴史を生かしたまちづくりを推進するという視点で、企画部に「文化政策担当」の次長を配置いたします。</p> <p>2 ページですが、(3)として、情報基盤の拡充と地域情報化の充実を目指しまして、総務部の情報推進課に「CATV推進室」を設けさせていただきます。</p> <p>(4)は、お互い認め合い、一人ひとりが輝く社会の実現を目指し、人権啓発を推進するための部を設置、本庁に「人権部」、企画部に男女が対等な立場で参画できる環境づくりを推進するための課として「男女共同参画課」を設けさせていただきます。</p> <p>(5)は、東近江市の豊かな自然環境の保全と活用を図るために、生活環境部に「花と緑の推進課」を設けさせていただきます。</p> <p>(6)新市での農業政策につきましては重要な位置を占めることとなりますので、「産業振興部」を設けまして、そこで所管することといたしております。またその中に、水源かん養や地域の環境保全に寄与する林業の活性化を目的といたしまして、産業振興部の農林振興課に「林業事務所」を設けることといたしております。この林業事務所につきましては、実際の事業を実施するために、後ほど申し上げますが、永源寺支所に配置する予定でございます。</p> <p>(7)は、合併協議の進行管理や総合調整機能を今後行うということで、「合併管理室」を設けるということを提案させていただきます。</p> <p>(8)は、事業の継続性と実施体制の保持をするために、各支所に窓口業務とごみ対策事業等を行います「市民生活課」、地域の福祉を担当いたします「福祉課」、地域の農林振興・建設等を担当いたします「産業建設課」を置くことといたしております。</p> <p>このような組織を設定させていただきますが、この組織につきましては発足時の組織とさせていただきます。先ほど申し上げましたように、スムーズに新市に移行するために組織として形態をつくらせていただいております。</p> <p>それから、新市の行政組織の姿でございますが、市長部局には9部を設けさせていただきます。課と室が41でございます。それから、収入役の補助機関の会計課が1、支所は4ヶ所、その中に5課を設置させていただきます。出張所はヶ所でございます。教育委員会は、1部と8課と室を設けさせていただきます。また、支所に教育分室として4ヶ所設けさせていただきます。</p> <p>このように、新市発足時としての組織を設けさせていただきますが、効率的な行政組織に向けまして、今後は一定期間を経て、合併の効果、</p>
--	---



	<p>それから高度化・多様化する行政ニーズや地方分権などに対応できる行財政基盤の充実を図るとともに、職員の削減を年次的・計画的に実施して、効率的なスリムでまとまった行政組織へ移行できるように、市民の皆さま方のご理解を得て今後も取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>3ページ目でございますが、今申し上げました内容を組織図として掲げさせていただいております。</p> <p>総務部の中では、5つの課と2つの室を置くようにしております。先ほど申し上げました情報推進課・CATV推進室を設けております。</p> <p>企画部におきましては、5つの課と1つの室を設けるということになっております。また、上に「地域振興政策担当・文化政策担当」と書いておりますのが、先ほど申し上げました次長級の職員を配置するところでございます。</p> <p>次に市民部は、現在の税務担当、保険・年金等の担当を合体した組織とさせていただいております。全部で5つの課を設けております。</p> <p>次に人権部は、2つの課と1つの室を設けることにしております。</p> <p>生活環境部は4つの課、それからこの生活環境部からは、支所にも同じ仕事をする部門がございますので、政策担当と同じ機能と支所調整機能を持った政策室を設けるようにしております。</p> <p>4ページでございますが、健康福祉部は5つの課を設けております。健康福祉部にも同じように政策室を設置いたしまして、部内の調整、支所間と本庁間の仕事の調整を担当いたします。</p> <p>産業振興部は3課と1現地事務所を設置いたします。</p> <p>都市整備部は、5課と1室を設置いたします。</p> <p>次に水道部、この中には水道事業所が併設されますが、これは2つの課を設置いたします。</p> <p>収入役の補助機関として、1つの課（会計課）を設置いたします。</p> <p>5ページからは支所の組織でございますが、まず、支所には部長級の支所長を配置いたします。政策担当として次長級の職員でございます。基本的には5課と教育委員会の分室（教育分室）を設置することになります。</p> <p>永源寺支所につきましては、先ほど申し上げましたように、市民生活課の出張所として政所出張所、それから本庁の組織の林業事務所を配置いたしまして、愛東地域の林業とともにここで担当することにしております。</p> <p>五個荘支所、愛東支所、湖東支所につきましては、5課・1分室という形で調整いたしております。</p> <p>6ページの右の方に、本庁部門の所管の施設を網羅してあげております。本庁所管と支所所管に分けさせていただいております。</p> <p>7ページは、教育委員会の組織でございます。教育長の下に1つの部（教育部）を設置いたしまして、その下に7つの課と1つの室、そ</p>
--	--

<p>議長</p>	<p>れから支所に配置します分室を設けております。教育委員会も各支所に分室を設けられますので、教育政策室を設置するというにいたしております。</p> <p>また、教育委員会の所管であります教育機関・施設につきましても、同じように分類をさせていただきます、図書館・学校等を分類して所管を決めさせていただきます。</p> <p>最後の8ページですが、議会と行政委員会の組織をあげさせていただきます。市議会には事務局、監査委員と公平委員会の共同した事務局、農業委員会の事務局、選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会につきましては、総務部の総務課が併任します事務局を設ける予定でございます。</p> <p>農業委員会につきましては、7月19日までは現在の各市町の農業委員会が存続いたしますので、7月20日からの組織ということになります。</p> <p>それから、税務担当につきましては、市民部の資産税課・市民税課・収納課に統一されるわけですけれども、申告が終わった時点での統合というふうになるかと考えております。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は終わりました。これらにつきまして何かご質問がありましたら、どうぞご発言いただきたいと思っております。</p> <p>なかなか一度のご説明でおわかりにくいかとも思いますけれども。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでございますので、この辺にしておきまして、次の報告事項に進みたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p> <p>調整班主幹 (北村定男)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、次の報告事項に移らせていただきます。</p> <p>「報告第22号 公共施設の使用料について」であります。第5回協議会におきまして、使用料の取扱いについて、その調整方針を決定いただいております。住民の一体性でありますとか、負担公平の原則でありますとか、合併時に可能な限り調整するというところでございましたけれども、こうした方針に基づきまして一定の考え方をまとめました。事務局から報告を申し上げます。</p> <p>「報告第22号 公共施設の使用料について」、ご報告申し上げます。公共施設の使用料につきましては、昨年11月の合併協議会で、「同種の公共施設の使用料については合併時に統一する」ということでご</p>

議長	<p>確認いただいておりますので、今回統一した結果をご報告させていただきます。</p> <p>公共施設の使用料は、合併時（平成17年2月11日）から別紙のとおりとするということで、めくっていただきまして、『公共施設の使用料にかかる算定方法』のところですが、1市4町の所有する公共施設の使用料については、時間区分の異なるさまざまな料金体系となっております。例えば、1時間当たりいくらか決まっている施設や、午前・午後でいくらか決まっている施設がございます。また、土曜日・日曜日は割増料金となっている施設もあります。</p> <p>そこで、市民にわかりやすい料金体系ということで、1時間当たり、または1回当たりの料金体系といたしました。</p> <p>また、冷暖房の使用時は50%割増とし、市外の方の利用については2倍の料金とさせていただきます。</p> <p>料金を統一するにあたりましては、主に面積を考慮して比較・検討いたしました。同種の施設で使用料に差があるものについては、平均の額の7割を基準に調整しております。</p> <p>その結果、【生涯学習関係・福祉・その他の施設】では、固定席のホールと多目的ホール、研修室・会議室・調理室等の3つに区分分けし、それぞれ単価を設定しています。</p> <p>【児童館】や【地域総合センター等】については、面積に応じて単価を設定しております。</p> <p>【体育施設】については、体育館はバレーボールコート1面で1時間当たり400円、小さな軽運動室については200円としています。</p> <p>テニスコートについては、屋外と屋内で区分をしております。</p> <p>野球場については、湖東スタジアムは現行のとおりで、その他の野球場は1時間当たり400円としています。</p> <p>グラウンドについては、ソフトボール1面で1時間当たり200円としております。</p> <p>トレーニングルームは、1回250円でございます。</p> <p>プールは、大人と中学生以下で設定いたしております。</p> <p>弓道場につきましては、現行のとおりとしております。</p> <p>料金をこの基準で統一することによって、当然料金が上がったりする施設、また下がる施設が出てきます。全体で80の施設のうち53の施設が現行以下になりますので、3分の2の施設が現行以下の料金になります。</p> <p>なお、この統一した基準によりまして、それぞれの施設ごとの料金につきましては、次の1ページから8ページまで料金の一覧表を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上で公共施設の使用料の報告を終わります。</p> <p>ただいま事務局から報告いたしました内容につきまして、何かご質</p>
----	--

<p>三輪高裕委員 (五個荘町)</p> <p>調整班主幹</p> <p>武久健三委員 (八日市市)</p>	<p>問・ご意見がありましたら、どうぞ。三輪さん、どうぞ。</p> <p>五個荘の三輪です。公共施設使用料について確認だけお願いしたいのですが、各自治会での運動会等の使用に関しては、これには関係なく後日またこういう形で出てくるものか、確認だけお願いします。</p> <p>自治会等につきましては、減免基準等の取扱いというふうになるのですが、その部分につきましても、現在、使用料の減免につきまして、施設の設置条例にも「首長が必要と認める場合は使用料を減免できる」と規定されていますように、首長の裁量に委ねられておりますので、現在、1市4町の首長で協議いただいておりますので、その部分でまた検討させていただきますけれども、自治会の部分につきましては、従来どおりの減免の方向で検討していきたいと思っております。</p> <p>八日市の武久でございます。今のことに関連してお尋ね申し上げます。</p> <p>こうした場で申し上げるのは失礼でございますけれども、体育協会を預かっております関係で、いろいろな面からお願いしたいわけでございます。</p> <p>減免措置という言葉が出てまいりました。私どもの預かっております団体は非常に多いわけございまして、例えば市の体育協会あるいは公共の機関が主催するのは、もちろん減免と言うか、無料にさせていただけるだろうなと思っておりますけれども、子どもたちのために野球やサッカーなど熱心にご援助いただく事業所がございます。そうしたことが、もちろん1市4町、子どもたちは既に十数年前から参加させていただいておりますけれども、三重県や滋賀県一帯から来て最大の野球大会と言われる大会が1年に2回ございます。そうしたことについては、主催が市でなくて体育協会でもないので、今まではお願いして、八日市市は減免と言うか、半額とか、いろいろな形のご理解をいただいておりますけれども、今回、私どもが自負しておりますのは、この東近江市が誕生したら県下でも有数の運動施設を持つ地域と喜んでおります。</p> <p>そうした関係から、今までの長山公園に依存することなく、私どもがかねがねお世話になっております愛東の地域、あるいは湖東の運動施設等もお借りすることを要望されることもあろうかと思っておりますけれども、そういうところについても、変な言い方になりますけれども、今日まで寄与していただきました各団体が続けていけるような減免措置をご議論していただきまして、何とぞよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>もう1つ、私が直接預かっておりますスポーツ少年団の野球チーム</p>
--	---

	<p>を1チーム持っております。八日市市の場合は、自分の学校を主体とした練習をさせておりますけれども、例えば市原の人、あるいは愛東のチームが練習試合をしてほしいと言われた場合には、小学校ではできませんので、長山公園をお借りしております。そうした場合には大会ではなし、1つのクラブのチームとしてでございますので、まるっばの金額を払っております。</p> <p>そこで、現況はわかりませんが、永源寺あるいは湖東・愛東の、永源寺は2チームございますけれども、愛東・湖東には1チームしかございませんので、お招きいただきまして練習試合をさせてもらう場合がございます。愛東のあの立派な野球場をお借りすることもございますし、湖東の運動施設もお借りすることもございます。どのような関係でお支払いになっておられるのか、減免になっておられるのか、想像で申し上げるのですけれども、もしも1町に1チームで減免措置がされているのならば、八日市の7つあるチームとはちょっと変わってくるなということも心配しておりますし、スポーツ少年団あるいは組織の中でもうまいかかないのではなからうかということで、そういうことについても十分ご理解あるご議論をされまして、夢ある子どもたちのために統一したことをやっていただきたいと。でしゃばるようでございますけれども、最も身近でよく知っていることでございますので、この場をお借りして要望いたしたいと思っております。お願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。少子化時代の子どもの健全育成、あるいはまた高齢化時代の健全なお年寄りのために、いろいろな観点から調整をしております、今現在での考え方についてご説明申し上げます。</p>
調整班主幹	<p>今お話のありました少年野球等スポーツ少年団の関係につきましては、青少年の健全育成という部分もございますので、新市においてもその方向で、無料となるような方向で検討させていただきたいということで、現在話を進めているところでございます。</p>
武久健三委員	<p>ありがとうございます。でしゃばるようでございますけれども、1町で1チームと、1市で7つも8つもチームもあるところということで、もしも減免されましても、八日市の場合はちょっと違ってまいります。そういうことを含めてひとつ十分ご検討いただかないと、従来の愛東、従来の五個荘、従来の湖東のチームと八日市のチームとを統一した考えでしていただけるよう、ご足労とご検討をいただくようお願いしたいと思います。例えば八日市の単独チームが湖東町のグラウンドを借りようとした場合減免が効かず、湖東町のチームは減免があるというのでは可愛そうだと思います。子を思う親心としてよろしくお願いしたいと思います。</p>

議長	<p>これはなかなか難しい問題でございまして、かなり時間を費やしております。さらに十分な調整に努めていきたいと思っております。</p> <p>ほかにご意見はありませんか。上川さん、どうぞ。</p>
上川裕子委員 (愛東町)	<p>愛東の上川です。照明料ですけれども、確認ですが、体育館の照明料は書いていませんが、無料ですか。</p>
調整班主幹	<p>体育館の使用料につきましては、新料金の一覧表の中の1面400円、例えば1ページの布引運動公園の体育館ですと、「1面400円/時間」というところに含まれております。</p> <p>ただし、これは通常照明のことですので、右側にありますように、特殊照明というのがあるのですが、それは利用者の要望等によりまして、通常よりも明るい照明を求められる場合には、照明料金ということで別途設定させていただいているということでございます。一般の体育館につきましては、照明料込みの料金ということでご理解いただきたいと思っております。</p>
上川裕子委員	<p>ありがとうございます。愛東町のところに特殊照明が書いていなかったの、照明料金は要らないかなと思ったのですが、そうしましたら、いつでも電気は点けてもいいということになりますよね。今、照明は1時間いくらというふうにいただいているのですが、こうなると、いつでも照明込みの使用料でしたら電気を点けられると思います。今まで少々の暗さでも我慢して、お金が要るから点けられていない団体さんもあったのですが、いつでも電気を点けられるということになると、これまた環境の問題にも関わってこないかなと思うのです。環境の問題では、少しでも家の電気を切ろうという勉強会にも入っておりますし、いつでも電気を点けられる状態にしておく、きっと点けられると思うのですけれども、それは良心・モラルの問題かとは思いますが、その辺は仕方がなければ照明料込み使用料、体育館ですと1面400円ということですね。</p>
調整班主幹	<p>ご意見として聞かせていただきまして、その辺も参考にしまして、新市の昼間における運用という形で考えてまいりたいというふうにさせていただきます。</p>
上川裕子委員	<p>ぜひ、そんなに高くなくてもいいので、そういうことを考えると、環境面で何をやっているのだろうかと思いますので、ご検討をよろしくお願いしたいし、もし検討の結果このように確定したことであれば、よろしいかと思っております。ありがとうございました。</p>

議長	野村さん、どうですか。
野村 宗一委員 (湖東町)	<p>湖東町の野村でございます。2点質問します。</p> <p>まず1点は、八日市市さんと湖東町の場合は、文化体育振興事業団という組織で、今まで施設の管理・運営・調整を行っておりました。今回の組織の中では、その辺がどう位置付けされるのか。また先ほどからいろいろ各施設の調整のことで話が出ておりますけれども、そういった機能は全市にまたがる、この膨大な施設管理をどのような体制で臨まれるのかというのがまず1点目の質問でございます。</p> <p>それから、資料の8ページのその他の施設の湖東町のところに、一番最後の東近江市湖東歴史民俗資料館 錬成館として、体育館 200 円となっているのですが、歴史民俗資料館と錬成館とは少し違うと思うのですが、この辺はどういうことになっているのかということ。さらに、ここに書いている以外の施設もまだあると思うのですが、それはこれに準じてやられるのかどうか。その辺もお聞きしたいと思います。</p>
調整班主幹	<p>八日市市、また湖東町がコミュニティ振興事業団ということで社会体育施設等の管理を町から委託されており、現在、事業団の方で管理されているということですが、それにつきましては、現在、両事業団の中で新市の事業団の運営についての検討に入っておられるということでございますので、新市になってその施設の運営管理につきましては、現在協議中ということでございますので、よろしく申し上げます。</p>
調整班員 (植田光彦)	<p>今の歴史民俗資料館、それからその後に錬成館と書いてございますけれども、湖東の旧の第2小学校の施設が今、歴史民俗資料館となっています。そこに講堂と言いますか、小学校でしたので、ちょっと運動ができるような施設がございまして、その施設を錬成館というふうに今位置付けております。同じ敷地の中に一体的に2つの施設があるということで、表示上こういうふうになってしまいましたけれども、料金は、錬成館の料金が200円ということでございます。表示がややこしくなっていてまして申し訳ないのですが、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。</p>
野村 宗一委員	<p>承知しました。ただ、歴史民俗資料館の入館料を取っておりますね。それから、例えば湖東町の探検の殿堂や八日市市の大凧会館、その他ほかの町の文化施設等は今回の公共料金には入らないのですか。</p>
事務局長	<p>大凧会館など、今おっしゃいましたような施設は入館料ということで、先の協議会で既に「今の料金とする」というようにお決めいただいておりますので、よろしく申し上げます。</p>

野村 赤一委員	わかりました。
議長	答弁が手間取って申し訳ございませんでした。 ほかにございませんか。
廣田綾子委員 (湖東町)	<p>湖東町の廣田でございます。東近江市ひばり公園という欄がございますけれども、公園について確認です。湖東スタジアム、これはわかります。ひばりグラウンド、これもわかります。飛ばしまして、パークゴルフ場というのは、ひばりグラウンドの周りにある体育ゴルフ場ですが、これもわかります。そして、テニスコートもございます。ひばりドームもございますが、じつはひばり公園というのは、遊具施設が管理されていまして、芝生がかなりたくさん植えられております。近隣の小さな子どもさん連れのご家族がかなり週末や休日・祭日にはお弁当を持って来られているということをお伺いしております。これは無料でございますので大変好評だということも伺っております。</p> <p>ところが、最近のごみ問題が浮上しておりまして、かなりのごみが最後残るといことで、このごみをどうしようということを議論されているとも伺っておりますので、今後その問題についてと言うか、その施設についてどういうふうに管理をする方がいいのかということもご検討いただけたらと思ひまして、ご意見申し上げます。</p>
議長	<p>ご意見として承っておきます。参考にさせていただきます。 ほかにないようございましたら、次に進めたいと思ひますが。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ただいまの報告につきましては、特にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、次に次第の5、その他に移らせていただきます。</p> <p>その他の1番目は、「特別職報酬等検討委員会委員について」であります。事務局からご説明を申し上げます。</p>
総務班主幹	<p>それでは、資料1と番号が打っております『特別職報酬等検討委員会委員名簿』ということで、前回設置をお決めいただきましたこの委員会の委員の方につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>なお、協議会の選出委員の方におかれましては、前回協議会の場でお決めいただきまして、ご報告させていただいております。それを1</p>



	<p>号委員という形で5名あげさせていただいております。</p> <p>今回ご報告させていただきましますのは、次の各市町推薦委員（2号委員）でございます。各市町からご推薦いただきました方5名、八日市市は大西さま、永源寺町は糟井さま、五個荘町は伊谷さま、愛東町は・江さま、湖東町は川崎さまと、以上5名の方が委員という形で委嘱をさせていただいております。</p> <p>また、識見を有する方ということでいろいろと選考させていただいておりましたが、特に報酬に関しまして特別職の業務内容でありますとか、あるいは報酬額に精通されている方ということで、現在はグリーン近江農協常勤監事でございますが、元滋賀県人事委員会事務局長を務めておられました松山庄治氏を、最終的には識見を有する委員という形でお願い申し上げます。</p> <p>なお、会議でございますが、現在まで2回開催させていただいております。今後、10月にさらに2回の開催を予定いたしております、11月には一定のご報告をさせていただけるものと思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの報告につきまして、何かご質問・ご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議長	<p>ないようでございますので、次に進ませていただきます。</p> <p>その他の2番目の「住所変更に伴う手続き（国・県関係）について」であります。事務局からご説明を申し上げます。</p>
事務局次長 (青木幸一)	<p>それでは、資料2で説明させていただきます。</p> <p>住所変更に伴う国・県関係の手続きでございますけれども、17年2月11日から住所の表示が変わることになりまして、住所変更などの手続きが必要なものがございます。</p> <p>1ページは国関係の手続き、2ページは滋賀県関係、3ページは手続きが不要なもの、その下段につきましては警察関係の手続きでございます。</p> <p>1ページ、法務局・税務署等、国の関係機関の窓口につきましては、新市におきまして一本化されますよう要望はしておりますけれども、現在、国においても検討中であることから、決定次第ご連絡申し上げたいと考えております。</p> <p>まず、法務局関係でございますけれども、不動産登記・商業登記いづれも、合併前の市町名は新市の名称に変更登記されたとみなす「みなし規定」がございますことから、所在地変更の手続きの必要はございません。</p> <p>社会保険事務局関係も、必要はございません。</p>

<p>議長</p>	<p>運輸局の関係でございますけれども、車検証におきましては、合併時点で住所変更の手続きの必要はございませんが、次回の車検の段階で、新市で発行いたします住所変更の証明書を添付のうえ手続きを行っていただくこととなります。</p> <p>その他の国関係では、貸金業等の登録で変更の必要がございます。</p> <p>2ページにつきましては、手続きが必要なものでございます。公益法人の定款または寄附行為の変更等、何点かございます。</p> <p>もう1枚おめくりいただきますと、変更の手続きが不要なものがございます。生活衛生関係で手続きが不要なものにつきましては、食品衛生法に基づく営業許可、下の方にまいりまして、土木関係では宅地建物取引主任者証など、また、最後のその他のところでは、パスポート等につきましては住所変更の手続きは不要でございます。</p> <p>最後に警察関係でございますけれども、一番下のところに運転免許証が書いてございます。これにつきましても、合併時に変更手続きの必要はございません。次回の更新時に住所等の変更を併せて行いますという回答をいただいております。</p> <p>なお、これらの住所変更についての情報は、10月中旬に私どもが発行いたします『協議会だより』でお知らせする予定でございますし、また、市役所や銀行等の住所変更の手続きにつきましては、次回の協議会までに整理いたしまして報告させていただくこととしております。以上でございます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問がありましたら、どうぞ。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見もないようであります。それでは、その他の3番は「次回協議会について」であります。事務局から説明を申し上げます。</p>
<p>総務班主幹</p>	<p>第13回合併協議会の開催についてご連絡させていただきます。</p> <p>11月25日(木)午後2時から、湖東町みすまの館で開催をご予定いただきたいと思います。傍聴人数は40名ということでございます。</p> <p>内容につきましては、ただいま報告がありました住所変更手続きの残りの部分でございますとか、あるいは市章デザインのアンケート結果に基づきます最終決定、そういったところを予定いたしております。どうかよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。長い時間慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p>

<p>司会</p> <p>副会長 (植田茂太郎 愛東町長)</p> <p>司会</p>	<p>もうあとわずかでございますので、どうぞ皆さんご協力いただきますように、特にお願いをいたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして副会長 植田愛東町長からごあいさつをお願い申し上げます。</p> <p>閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>第12回合併協議会、私ども愛東町の総合福祉センターじゅぴあにおきまして開催させていただきましたところ、委員の皆さんには大変お忙しいところご参集いただきまして、また、長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、すべての案件を滞りなく決定させていただいたところでございます。どうもありがとうございました。</p> <p>本日の協議会をもちまして、来年2月11日まであと残すところ134日でございます。本日ご報告いたしました新市の市章の選定につきまして、また、新市の事務事業を具体的に進めていく組織・事務機構、公共施設の料金等々といったことをご決定いただきました。こうしてまいりますと、いよいよ具体的に新しい市の姿が実感として沸いてくるところでございます。</p> <p>滋賀県では、明日10月1日には甲賀市、湖南市、野洲市が誕生いたします。そうしますと、いよいよ私どもの東近江市の順番になってくるということでございます。あとわずかでございますけれども、まだまだその準備のためにいろいろと検討しなければならないことも多々ございます。そうした中で、円滑に新市を迎えられるその日まで、十分な検討をしながら進めてまいりたいと思います。そのためには、委員の皆さま方におかれまして、一層のご協力、ご支援を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、こうした形での議論をしておりますと実感として沸いてくるわけでございますけれども、市民の皆さん方にはいろいろな手段で合併に関する情報を流しているものの、まだまだ実感として受け止めていただけないという面もあろうかと思えます。2月11日には住民こそって新市の誕生をお祝いしたいということでございますので、なお一層のPRに努めていきたいと考えておりますので、委員の皆さまにおかれまして、ぜひともそのようなことも併せてよろしくご協力をお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。それでは、これをもちまして第12回合併協議会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>
---	---